

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

平成二十七年七月二十一日
一
居宅療養管理指導

宮城県知事 村 井 嘉 浩

目 次

告 示

ページ

○生活保護法による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	一
○生活保護法による指定介護機関の変更の届出	(同)	二
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(同)	三
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	四
○農用地利用配分計画の認可の申請	(農業振興課)	四
○県営土地改良事業計画の縦覧	(農村振興課)	四
○保安林の指定の解除の予定	(森林整備課)	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	五
○開発行為に関する工事の完了	(建築宅地課)	六
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告	(教育庁教育企画室)	六
○宮城県公報第二五八三号(平成二十六年八月十九日付け)中		八

告 示

○宮城県告示第七百二十三号
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第二項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヤマザワ調剤薬局仙塩利府病院前店	宮城県利府町青葉台二丁目二百十	株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目八番九号	平成二十七年三月一日
クオール薬局米山店	登米市米山町字桜岡大又二番地一	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目三番一号 城山トラストタワー三十七階	平成二十七年六月五日

二 短期入所療養介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人社団俊香会 杉山内科胃腸科小児科医院	黒川郡大郷町柏川字大檀原二十一ー一	医療法人社団俊香会	黒川郡大郷町柏川字大檀原二十一ー一	平成二十七年五月二十五日

三 介護療養型医療施設

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人社団俊香会 杉山内科胃腸科小児科医院	黒川郡大郷町柏川字大檀原二十一ー一	医療法人社団俊香会	黒川郡大郷町柏川字大檀原二十一ー一	平成二十七年五月二十五日

四 介護予防居宅療養管理指導

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
ヤマザワ調剤薬局仙塩利府病院前店	宮城県利府町青葉台二丁目二百十	株式会社ヤマザワ薬品	山形市あこや町三丁目八番九号	平成二十七年三月一日

五 介護予防短期入所療養介護

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	指定年月日
医療法人社団俊香会 杉山内科胃腸科小児科医院	黒川郡大郷町柏川字大檀原二十一ー一	医療法人社団俊香会	黒川郡大郷町柏川字大檀原二十一ー一	平成二十七年五月二十五日

○宮城県告示第七百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	新	旧	事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	開設者の所在地	変更年月日
	祐ホームクリニック石巻	石巻市わかば二丁目一番二十四号		やまもとヘルパーステーション	巨理郡山元町坂元字道合七十番地		やまもと訪問看護ステーション	巨理郡山元町高瀬字合戦原七十二の六十四番地		やまもと訪問看護ステーション	巨理郡山元町高瀬字合戦原五十四番地二	医療法人社団松村クリニック	巨理郡山元町坂元字道合三十七番地	平成二十六年一月一日
	石巻市わかば二丁目十三番地五		巨理郡山元町高瀬字合戦原五十四番地二		巨理郡山元町高瀬字合戦原七十二の六十四番地		巨理郡山元町高瀬字合戦原五十四番地二		医療法人社団松村クリニック		医療法人社団松村クリニック	巨理郡山元町坂元字道合三十七番地	平成二十六年一月一日	
			巨理郡山元町高瀬字合戦原五十四番地二		巨理郡山元町高瀬字合戦原七十二の六十四番地		巨理郡山元町高瀬字合戦原五十四番地二		医療法人社団松村クリニック		医療法人社団松村クリニック	巨理郡山元町坂元字道合三十七番地	平成二十六年一月一日	
			巨理郡山元町高瀬字合戦原五十四番地二		巨理郡山元町高瀬字合戦原七十二の六十四番地		巨理郡山元町高瀬字合戦原五十四番地二		医療法人社団松村クリニック		医療法人社団松村クリニック	巨理郡山元町坂元字道合三十七番地	平成二十六年一月一日	

○宮城県告示第七百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第二項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により指定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所の名称	事業所の所在地	開設者の名称	介護サービスの種類	廃止年月日
杉山内科胃腸科小児科医院	黒川郡大郷町柏川字大檀原二十一ー一	杉山 健二郎	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成二十七年五月二十五日

○宮城県告示第七百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二〇二二〇二〇五	「十夢」中央 石巻市千石町四一八	共同生活援助	社会福祉法人 石巻祥心会	平成二十七年 七月一日
○四二〇二二〇二二三	「十夢」蛇田Ⅱ 石巻市蛇田字小倉二 十一一			
○四二〇二二〇二二二	「十夢」湊 石巻市湊字鳥井崎一 一八			

○宮城県告示第七百二十七号

農地中間管理機構公益社団法人みやぎ農業振興公社から農地利用配分計画の認可の申請があったので、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第三項の規定により、当該農地利用配分計画を平成二十七年七月二十一日から平成二十七年八月四日まで、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地利用配分計画の概要
別冊のとおり

二 申請年月日

平成二十七年七月七日

三 縦覧場所

宮城県庁（農林水産部農業振興課）

○宮城県告示第七百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定により県営下野目東部地区土地改良事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十七年七月二十一日から平成二十七年八月十八日まで

三 縦覧場所

大崎市役所

○宮城県告示第七百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前二二三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 解除の理由

水道事業用地とするため

二一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前二二三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由

水道事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え

置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡蔵王町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び蔵王町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

角田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

角田市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び角田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

次のとおりとする。

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
巨理郡巨理町逢隈十文字字牛頭四番一、四十七番、四十八番、五十番、五十一番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市太白区四郎丸字昭和北百七十五番地の二
日成施設株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十七年七月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項
1 調達案件及び数量 平成二十七年宮城県教育庁教育企画室リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 八千七百三十六台

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 契約期間 契約締結日から平成三十三年一月三十一日まで

4 納品場所 宮城県教育庁教育企画室（宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）他

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立て

をしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 公告の日から開札の日までの間に宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。
なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、

又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二―一三三三五)へ平成二十七年八月五日(水)午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教育企画室情報化推進班(担当 高橋 堅 電話〇二二―二二―一三六二二)

2 入札説明書及び仕様書の交付期限

平成二十七年七月二十九日(水)午後五時

3 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 平成二十七年八月二十五日(火)午前九時から平成二十七年八月三十一日(月)

午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限等 平成二十七年八月三十一日(月)午後五時まで(郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、簡易書留郵便にて提出期限までに到達すること。)

ただし、入札書を持参する場合は、4の開札の日時及び場所へ提出できるものとする。

4 開札の日時及び場所

平成二十七年九月一日(火)午後二時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十二階二二〇三会議室

5 入札者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を平成二十七年八月十一日(火)午後五時までにシステムにより提出すること。

ただし、郵送による場合は、平成二十七年八月十日(月)午後五時までに1の場所に到達すること。

なお、提出された書類は、返却しない。

四 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第一百三条及び第一百四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item(s)/Service(s) to be Procured : Rental, installation, configuration and maintenance of computers for the Education Planning Division of the Miyagi Prefectural Board of Education Secretariat from FY 2015 onward (8,736 computers)

2 Contract Period : From the day the contract is concluded until January 31, 2021

3 Place of Delivery : Education Planning Division, Miyagi Prefectural Board of Education

Secretariat (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture) and other locations

4 Deadline for Bid Submissions : August 31, 2015, 5 : 00 p.m.

5 Time and Place of Bid Selection : September 1, 2015, 2 : 00 p.m., Miyagi Prefectural Government Office, 12th Floor, Conference Room 1203

6 Contact Information : Ken Takahashi, Information Technology Promotion Section, Miyagi Prefectural Board of Education Secretariat, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8423 JAPAN Tel: 022-211-3612

正 誤

○宮城県公報第二五八三号(平成二十六年八月十九日付け)中	正	誤
ページ	段	
二	上	
	行	
	後ろ	
	から	
	二	
	ル	
		五千六百六十五・二九平方メートル
		六千五十九・七七平方メートル